

12.諸外国のオンブズマン制度

(注) 「国民の代理人として行政に対する苦情を受け付け、中立的な立場から苦情の原因を究明し、是正措置を勧告することによって、簡易・迅速に両者間に発生した問題を解決するために任命される人ないしはその人を中心に運営される制度」について整理したもの。

	スウェーデン	フランス	イギリス	ニュージーランド	韓 国
機 関 名	議会オンブズマン (1809 年設立)	メディアトール(調停官) (1973 年設立)	北アイルランド議会苦情 コミッショナー (1969 年設立)	議会コミッショナー(オ ンブズマン) (1962 年設立)	国民苦情処理委員会 (1994 年設立)
人 数	4 人	1 人	1 人	2 人	1 0 人
所 属	議会	行政府	議会	議会	行政府
任命権者	議会	閣議決定に基づく政令に より大統領	内閣総理大臣の推薦に基 づき国王	議会の推薦に基づき総督	大統領(法律に定める要 件に該当する者の中から 任命)
任 期	4 年	6 年	満 65 歳まで	5 年	3 年
任 務	法令の遵守状況の監督	苦情の受理・調査、過誤 行政の指摘	苦情の受理、過誤行政か らの国民の救済	行政機関及びその職員の 行った決定等の調査	苦情の処理
管 轄	中央(裁判所・軍隊を含 む)・地方官公庁、これら の機関の公務員及び他の 被雇用者、公権力の行使 を伴う職又は任務を与え られた者、国営公企業の 職員	国の行政機関、地方公共 団体、公施設法人、公共 役務の使命を託された全 ての機関	国の行政機関	政府各省庁及び機関、国 有企業、州政府、地方自 治体、法律設置の委員会 等	国・地方の行政機関

権 限	調査、意見表明・勧告、 公務員の訴追等	調査、勧告・提案(法律の 内容が衡平の觀念に反す ると判断される場合に苦 情申立人の状況を改善す る対策も含む)。責任者 に対する懲戒手続・訴追 も可能とされている。	調査、意見表明・勧告	調査、意見表明・勧告	調査、勧告
苦情受付	直接アクセス制	間接アクセス制(下院・上 院議員経由)	間接アクセス制(下院議 員経由)	直接アクセス制	直接アクセス制
調査の開始	・ 苦情申立てによる開始 ・ 職権による開始	・ 苦情申立てによる開始	・ 苦情申立てによる開始	・ 苦情申立てによる開始 ・ 職権による開始	・ 苦情申立てによる開始
スタッフ等	オンブズマン事務所(約 50 人)	50 人(他に地方代表 130 人)	17 人	オンブズマン事務所(3 ヶ所)、調査官 23 人(他に 総務・経理等職員)	180 人(他に行政相談委 員 275 人など)
取扱件数	約 5,000 件 / 年	約 48,500 件 / 年	約 200 件 / 年	約 7,000 件 / 年	約 150,000 件 / 年

備 考	○ 国家機構上の特徴 ・ 議会による行政の統制手段である大臣責任を前提とした議会の国政調査権が存在しない。 ・ 政策の決定機関たる省と執行機関たる合議制の行政庁とが明確に分離し、大臣は行政庁の執行に関して責任を負わない。 ・ 公務員は職務執行に関し、法と良心にのみ従うという身分上の独立性を保持している。	・ メディアトールは、職務執行の行政府からの独立性が保障されている。	・ イングランド、ウェールズ及びスコットランドを管轄区域とする議会コミッショナーは 1967 年に設立		・ 国民苦情処理委員会は、職務執行の行政府からの独立性が保障されている。
-----	---	------------------------------------	---	--	--------------------------------------

(参考資料) ・ 世界九カ国のオンブズマン制度の現状と課題(枝根茂著、ジュリスト No.1054～1055)

- ・ オンブズマン制度 - 行政苦情救済の新たな方向 - (総務庁行政監察局監修、第一法規)
- ・ 公正と公開の行政学(宇都宮深志、三嶺書房) 他